

事例番号:270138

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第一部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

妊娠 29 週 - リトドリン塩酸塩錠内服開始

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 33 週 6 日 切迫早産で搬送元分娩機関に入院、リトドリン塩酸塩点滴開始  
9:49-10:29 軽度変動一過性徐脈がみられるが、胎児心拍数基線、基線細変動は正常

妊娠 34 週 1 日

6:54 - 基線細変動減少、胎児心拍数基線 180 拍/分台の頻脈

15:30 常位胎盤早期剥離疑い、基線細変動減少にて 母体搬送決定

#### 4) 分娩経過

16:10 当該分娩機関入院

16:30 胎児胎盤機能低下の診断で帝王切開決定

18:15 帝王切開により児娩出

胎児付属物所見 臍帯巻絡なし、羊水混濁なし

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:34 週 1 日

(2) 出生時体重:2230g

(3) 臍帯動脈血ガス分析値:pH 7.316、PCO<sub>2</sub> 46.3mmHg、PO<sub>2</sub> 21.1mmHg、

HCO<sub>3</sub><sup>-</sup> 23.0mmol/L、BE -2.8mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 4 点、生後 5 分 6 点、生後 10 分 7 点

- (5) 新生児蘇生：人工呼吸（バッグ・マスク）
- (6) 診断等：低出生体重児、新生児仮死、低酸素性虚血性脳症
- (7) 頭部画像所見：生後 9 日頭部 MRI 基底核は High であり白質は脳軟化症

## 6) 診療体制等に関する情報

〈搬送元分娩機関〉

- (1) 診療区分：診療所
- (2) 関わった医療スタッフの数
  - 医師：産科医 1 名
  - 看護スタッフ：助産師 1 名、看護師 1 名、准看護師 2 名

〈当該分娩機関〉

- (1) 診療区分：病院
- (2) 関わった医療スタッフの数
  - 医師：産科医 2 名、小児科医 1 名、麻酔科医 2 名
  - 看護スタッフ：助産師 5 名、看護師 2 名

## 2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、子宮内で生じた一過性の脳の低酸素・虚血によるものであると考える。また、その発症時期は、妊娠 33 週 6 日から妊娠 34 週 1 日の間であると考えられる。
- (2) 子宮内で生じた一過性の脳の低酸素・虚血の原因は特定できないが、常位胎盤早期剥離あるいは臍帯圧迫等による臍帯因子であると考えられる。

## 3. 臨床経過に関する医学的評価

### 1) 妊娠経過

搬送元分娩機関における妊娠中の管理は一般的である。

### 2) 分娩経過

#### (1) 搬送元分娩機関

- ア. 妊娠 33 週 6 日外来受診時、子宮収縮が認められるため、切迫早産の診断で入院管理としたことは、基準内である。
- イ. 妊娠 34 週 0 日に分娩監視装置によるモニタリングをせずに経過観察したこと

は、妊娠 33 週 6 日の胎児心拍数陣痛図所見がリアティブと判断されたため、妊娠 34 週 0 日に分娩監視装置を装着しなくても良いという意見と、妊娠 33 週 4 日の胎児心拍数陣痛図で軽度変動一過性徐脈がみられ、妊娠 33 週 6 日はリアティブではあったが、切迫早産の診断でリトリン点滴を行っているため、妊娠 34 週 0 日にも分娩監視装置によるモニタリングを行うべきであるという意見の賛否両論がある。

ウ. 妊娠 34 週 1 日 6 時 54 分に分娩監視装置を装着し、異常所見であるため連続監視を行ったことは、基準内である。

エ. 妊娠 34 週 1 日 15 時 30 分に当該分娩機関に搬送を決定したことは一般的である。

#### (2) 当該分娩機関

当該分娩機関にて、胎児機能不全と診断し、帝王切開を行ったことは適確である。

#### 3) 新生児経過

新生児蘇生(刺激、人工呼吸、吸引)、NICU での管理は一般的である。

### 4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

#### 1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

##### (1) 搬送元分娩機関

なし。

##### (2) 当該分娩機関

なし。

#### 2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

##### (1) 搬送元分娩機関

なし。

##### (2) 当該分娩機関

なし。

#### 3) わが国における産科医療について検討すべき事項

**(1) 学会・職能団体に対して**

- ア. 分娩監視装置の装着時に、本事例のような胎児心拍数波形で、子宮内で一過性の脳の低酸素また虚血が生じたと考えられる事例を集積し、分析、対策を立てることが望まれる。
- イ. 妊娠後期におけるケトプロフェン貼付剤の継続的な使用は禁忌であることについて、産婦人科医への周知徹底が望まれる。

**(2) 国・地方自治体に対して**

なし。